

第 1 3 条（修理等の実施時期）

安心修理サービスに基づく修理又はサービス対象機器と同一機種又は同等品との交換は、当社又は当社が指定する施工会社等と会員が合意した時期に行います。

第 1 4 条（報告義務）

- サービス対象機器を所有している会員は、次の場合、速やかにBrilia設備安心サポートお申し込み専用デスクに連絡しなければならないものとします。
 - 安心修理期間終了前に、サービス対象機器が設置されている対象物件の使用者が変わった場合
 - サービス対象機器を交換した場合又は代替品がメーカーより提供された場合
- 前項各号の連絡が為されないときは、安心修理期間内であっても、安心修理サービスの対象とならない場合があるものとします。

第 1 5 条（安心修理サービスの限度額）

1.安心修理サービスについて、当社による 1 回当たりの安心修理限度額は、次表のとおりとし、安心修理限度額を超える場合には、当社はその旨を会員に通知し、会員が安心修理限度額を超える修理費用の支払いについて承諾したときに限り、当社又は当社が指定する施工会社等が修理を行うものとします。なお、1 回当たりの修理とは、会員による申し出を受けた後、故障・不具合が解消され、サービス対象機器が正常な状態で使用可能となるまでの一連の修理・交換等の作業をいうものとし、サービス対象機器に生じた故障・不具合箇所の数、作業が完了するまでの日数および対象物件への出張回数を問いません。

サービス対象機器	安心修理限度額（税込）
①給湯器 <p>【ガス給湯器・石油給湯器・電気温水器のうちのいずれか】</p> <p>②システムキッチン <p>【ガスコンロ又はIHクッキングヒーター・キッチンレンジフード・混合水栓】</p> <p>③システムバス <p>【本体・浴室換気暖房乾燥機又は換気扇・混合水栓】</p> <p>④温水洗浄トイレ <p>【本体・機能付便座】</p> <p>⑤洗面化粧台 <p>【本体(照明・くもり止めヒーター・排水ボタ）・水栓】</p></p></p></p></p>	<p>(1)修理依頼時点において、サービス対象製品が製造されてから、10年以内の製品</p> <p>100,000円</p> <p>(2)修理依頼時点において、サービス対象製品が製造されてから、10年超の製品</p> <p>30,000円</p> <p>※安心修理限度額は、1サービス対象機器あたりの額とします。</p>

※安心修理サービスを受けられるのは、上記「サービス対象機器」欄の①・②・③・⑤は各 1 台まで、④は 2 台までとする。

- 修理費用のうち前項に定める安心修理限度額の適用範囲は、次の各号のとおりとします。

- サービス対象機器を補修、部品の交換等により修理する場合には、部品代および材料費の合計額に対して適用します。
- サービス対象機器を同一機種又は同等品と交換する場合には、当該代替品の購入価格と設置費用の合計額に対して適用します。

第 1 6 条（会員の負担となる費用）

次の各号に定める費用は、会員の負担とし、サービス対象機器を修理する場合であっても、会員が当該費用の支払いについて承諾したときに限り、当社又は当社が指定する施工会社等が修理を行うこととします。

- 故障・不具合の原因を調査するために要する費用
- サービス対象機器本体以外の機器（対象機器の付属品、ソフトウェア、周辺機器又はアクセサリ、リモコン（壁組込設置型のリモコンは除きます。）等を含みます。以下、同様とします。）の修理費用
- 消耗品（電池又はパッキンなどのメーカーが定める消耗品で、消耗する部位や潤滑油を含みます。メーカーの定めの無い場合又は不明な場合には、当社の判断によります。以下、同様とします。）の修理費用
- サービス対象機器を修理するにあたり壁、床、天井、又はタイル等の取り壊し・修復作業又は高所難所等の特殊な場所における修理作業が必要となった場合において、当社が定める標準作業費を超過した費用
- 対象物件の所在地が遠隔地や離島である場合等、サービス対象機器に関しメーカーが定める地域以外への出張費
- 会員からの修理依頼が虚偽又は過誤であった場合の修理費用および出張費用等
- 対象物件に出張したものの、安心修理サービスの対象となる故障・不具合が存在しない場合の出張費用
- 現場駆けつけの緊急対応費用
- その他前各号に類似する費用

第 1 7 条（有償修理の対象）

サービス対象機器の故障・不具合が、次の各号に定める事由に起因する場合には、安心修理の対象とはなりません。ただし、会員より修理の申し出があった場合には、修理が合理的な手段により可能である場合に限り、当社又は当社が指定する施工会社等が、会員による修理費用の支払いについて事前の同意を得たうえで、有償で修理を実施します。

- サービス対象機器本体の変質・変色・劣化
- サービス対象機器本体以外の機器又は消耗品
- 給排水管の水漏れ・詰まり・破損、又はさび・水垢等異物の流入又は凍結

- サービス対象機器の液晶部位のドット落ち
- 過度の冷暖房・加湿によるもの
- サービス対象機器の自然特性又は経年変化に伴う現象でサービス対象機器の機能上支障がないもの
- 会員ないし第三者によりサービス対象機器についてメーカー作成の取扱説明書等に記載のない使用・管理その他通常的使用方法から逸脱した使用・管理がなされた場合その他会員の故意・過失に基づく行為
- サービス対象機器のメーカー指定品以外の機器がサービス対象機器内又はそれに隣接して設置又は使用された場合
- サービス対象機器のメーカーによる指定外の燃料・不純燃料の使用による故障・不具合
- サービス対象機器の物理的な移動や落下によるもの
- 対象物件又は給排水管等の対象物件に関連する設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合によるもの
- サービス対象機器の取り付けにかかる配線・配管工事の不良又はサービス対象機器の据付不良によるもの
- 火災・落雷・破裂・爆発又は外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由によるもの
- 動植物・虫等によるサービス対象機器への侵入によるもの
- その他前各号に類似する事由

第 1 8 条（安心修理サービス並びに有償修理の対象外となる損害・費用）

次の各号に定める損害・費用は、安心修理サービス並び有償修理の対象外となります。

- 火災保険もしくは建設工事保険等の損害保険又は住宅瑕疵担保責任保険等の保険契約等の他の保証契約もしくは類似の保険契約の対象となる損害
- サービス対象機器のメーカーがリコール宣言を行った場合における、リコールの対象となったサービス対象機器の修理費用。なお、リコールとは設計・製造上の過誤などにより製品に欠陥があることが判明した場合に、無償修理・交換・返金などの措置を行うことをいい、法令によるものと製造者・販売者による自主的なものを問いません。
- 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・凍結・その他天災並びにガス害・塩害・公害および異常電圧・異常ガス圧・異常水圧・異常温度、燃料・給水の供給事情によるもの
- 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変又は暴動(群衆又は多数の者の集団行動によって全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故によるもの
- 修理のためにサービス対象機器を対象物件から移動させる必要がある場合の修理費用（移動費用含む）
- 海外メーカー等のメーカーで修理のための部品の供給を行うことができない場合の修理費用
- サービス対象機器の故障に起因する身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）又は他の財物（ソフトウェアを含みます。）の故障もしくは損傷により会員が負担する損害
- サービス対象機器の故障に起因し、サービス対象機器、その他の財物が使用できなかったことによって会員が負担する損害

第 1 9 条（サービスの変更・廃止）

当社は、本サービス運営上の事情により、本サービスの変更又は廃止ができるものとします。その場合、当社は、指定の方法により、会員にその旨を告知又は通知するものとし、当社が会員に告知又は通知した時点で効力が生じるものとします。これにより生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第 2 0 条（届出事項の変更）

- 会員は、住所、電話番号、メールアドレス、支払いに関する情報など当社に届け出た事項に変更が生じた場合、当社に届け出るものとします。
- 安心修理サービスの実施に基づくサービス対象機器と同一機種又は同等品へのサービス対象機器の交換、又は会員による設備機器の購入等によりサービス対象機器の内容に変更が生じる場合、当社に届け出するものとします。

第 2 1 条（会員資格の停止）

会員が以下の各号の一つにでも該当する場合は、当社は、会員に通知することなく当社の判断で会員資格を停止することができ、また会費の返金はしないものとします。

- 本規約に違反した場合
- 当社に報告なく会員登録している住戸を売却・譲渡した場合
- 当社が郵送物等を送付し、不達の状況が1年以上継続した場合
- 入会申込書の内容に虚偽の記載があった場合
- 会費の支払いが2ヶ月滞った場合
- 会員が、自ら又は第三者を利用して次の各項目の一つにでも該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、又は、当社の業務を妨害する行為
 - その他前記①から④に準ずる行為

第 2 2 条（退会）

- 会員はBrilia設備安心サポートお申し込み専用デスクへ電話にて退会申請を行うことで、退会することができます。ただし、第8条に定めるとおり、会員資格の発効日から当初1 年間は途中退会ができないものとします。退会により、会員資格は失効し、本サービスの利用権限も失効し会費は返金しないものとします。
- 会員の死亡、会員資格の停止があった場合は、安心修理期間満了前でも会員資格は失効するものとします。
- 退会を希望する場合は、退会希望月の前々月末日までに申し出るものとします。

第 2 3 条（禁止行為）

会員は、次の行為をしてはならないものとします。

- 本規約の定めに違反する行為
- 法令又は公序良俗に反する一切の行為
- 当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、信用その他の権利を侵害する行為
- 当社もしくは第三者を誹謗・中傷し、又は、当社もしくは第三者に迷惑・不利益等を与える行為
- 当社の役員・従業員又は第三者の生命、身体を侵害するおそれのある行為
- 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- 当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為
- その他、当社が不適当と判断する行為

第 2 4 条（損害の賠償）

会員が本規約の各条項に違反して当社に損害を与えた場合、又は会員がその責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合は、会員はその損害を賠償しなければなりません。

第 2 5 条（本サービスの終了）

次の各号に定める事由に該当した場合には、当社は、何らの催告を要せずして本規約に基づく本サービスを終了することができます。

- 会員が、第3条第2項各号に定める加入資格を喪失した場合
- 会員が、本規約の定めに違反した場合又はその他本サービスを継続しがたい事情が発生した場合
- 会員が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋・社会運動等標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又は暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為を行う者をいいます。以下、同様とします。)に該当する場合又は反社会的勢力と関係を有している場合
- 会員又は会員の関係者が前号の反社会的勢力を名乗るなどして、当社の名誉・信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行い又は暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為を行った場合
- 経済状況の変化等により、当社が、本サービスを運営する権利等を喪失した場合又は当該権利等を他社に譲渡した場合

第 2 6 条（地位譲渡禁止）

会員は、本規約に関わる契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡、質入等することはできないものとします。

第 2 7 条（業務の委託）

当社は、本サービスを会員に円滑に提供するために、運営業務の一部を外部委託先に委託し、外部委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供する場合があります。

第 2 8 条（個人情報の取り扱い等）

- 当社は、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報に関する法令・ガイドラインの定めに従って会員の個人情報を取扱うものとします。
- 個人情報に関する問い合わせや、宣伝告知物の送付などの送付中止の申し出は、当社相談窓口（住宅事業企画部　03-3274-0124）に連絡するものとします。
- 当社が取得する会員の個人情報のうち、直接書面以外で取得するものは、本サービスの提供を目的として取得し、利用目的の範囲内で適正に取扱います。当社が取得する会員の個人情報のうち直接書面で取得するものは、商品・サービスの提供、製品の保守、メンテナンスサービス、各種イベント・セミナー・当社の製品やサービスに関する情報提供やご提案、キャンペーンのご案内、顧客管理、商品送付、お問い合わせ、代金決済等のために利用します。
- 当社が収集する個人情報は、以下の通りです。

- 会員から提供される情報
- 当社のサーバにアクセスする際のIPアドレスに関する情報
- 携帯端末の機体識別番号に関する情報
- 「Cookie」などにより受け取る情報
- 電子メール（携帯メールなどを含む）

5.当社は、会員の個人情報を、第3項に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、グループ会社、外部委託先に提供します。提供する個人情報は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、物件情報、成約情報等、当該利用目的達成に必要な一切の個人情報としますが、必要な範囲の項目に限定します。第三者への提供方法は、書面、郵便物、電話、FAX、電子メール、電子媒体等を用いて行い、安全管理に十分に配慮して受け渡しを行います。

- 会員の個人情報は、前各項に定めるほか、当社の「個人情報の取り扱いについて」（https://tatemono.com/privacy.html）の定めるところに従い、取り扱います。

第 2 9 条（本規約の変更）

- 当社が本規約の内容を変更した場合には、変更後の内容が適用されます。
- 前項の場合において、当社が会員への事前の通知を適当と判断した場合には、あらかじめ会員に変更内容を通知いたします。

第 3 0 条（準拠法、管轄裁判所）

本規約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。本サービスに関して会員と当社の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 3 1 条（規約の発効）

本規約は、2020年4月1日から有効とします。

制定：2020年4月1日